

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、次のとおり意見が一致いたしました。

すなわち、証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、自由民主党一人十分及び民主党・新緑風会一人十五分の質疑を順次行うこと。

また、健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分及び公明党一人十分の質疑を順次行うこと。

以上のとおりであります。理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一 証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明でございます。与謝野国務大臣から趣旨説明があり、これに対し、田村耕太郎君、櫻井充君の順に質疑を行います。

次に、日程第二 健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案の趣旨説明でございます。川崎厚生労働大臣から趣旨説明があり、これに対し、山本孝史君、渡辺孝男君の順に質疑を行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間五十分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後零時五十五分、本鈴は午後一

時でございます。

暫時休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕